

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

士業（弁護士）の労働者派遣の容認（日本弁護士連合会）

1. 日時 平成 18 年 7 月 10 日（月）10:00～11:30
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7階会議室
3. 出席者
（委員）八代座長、山田委員
（日本弁護士連合会）飯田副会長 出井事務次長
（法務省）田辺参事官、藤田部付、高橋事務官
（事務局）内閣官房構造改革特区推進室 大前室長、小川副室長、石崎参事官、
梶島参事官、黒岩参事官、小暮参事官、藤野参事官、黄地補佐 ほか
4. 議事経過
事務局から、これまでの協議の経過の説明がなされた。
<要点>
 - ・ 5月9日に法務省にヒアリングをしたところ、ニーズがあるかないかという問題と、利益相反と守秘義務の問題が指摘された。
 - ・ その後、事務方のヒアリングを重ねる中、日弁連から要望書が提出され、日弁連から直接話を聞いて欲しい、ということとなった。
 - ・ 本日は、日弁連の弁護士の派遣に関する考え方と、紹介斡旋業務の内容について、聞かせて頂きたい。その後、日本弁護士連合会から意見が開陳された。
<要点>
 - ・ 日弁連では、弁護士過疎地（ゼロワン地域）の解消を目指し、ひまわり基金を創設して、公設事務所開設や法律相談センター支援に努めており、その結果、ゼロワン地域は減少しつつある。
 - ・ また、弁護士・司法修習生就職・転職ネットワークや弁護士間協力ネットワークによって、弁護士の地域的適正配置や、ニーズや専門性に対応した機動的な弁護士の移動が可能となるような取り組みを進めている。
 - ・ 弁護士制度の根幹は、守秘義務の遵守と利益相反の禁止である。
 - ・ 共同事務所においては、事務所単位で利益相反を捉える。同事務所内の弁護士間で、担当している事件の間に利益相反関係があってはならない。実際に職務の公正さが害されたかどうかではなく、外部から見て疑義が生じるような状況を作ってはならない。

利益相反がある案件は、入口で断らなければならない。さらに、一旦依頼者の了解を得て受任しても、利益相反が顕在化しそうな状況になれば、その段階で断らなければならない。

- ・これに対して、労働者派遣の場合、派遣元弁護士法人に雇用される弁護士でありながら、派遣先事務所の指揮命令系統に従って業務を遂行する点に、二重所属という状況が発生し、利益相反の禁止という点から問題が生じる。
- ・派遣における利益相反の形態としては、派遣元と派遣先で利益相反が生じるケースもあれば、複数の派遣先間で利益相反が発生するケースも有り得るなど、様々な形態が想定される。これを防止するには、事務所間で依頼案件を開示してコンフリクト・チェックを行う必要があるが、それをすべての事務所間で行うのは困難であるばかりでなく、そうすると依頼者の守秘義務を守れなくなってしまう。派遣においては、利益相反の回避と守秘義務の遵守は両立し得ない。
- ・共同受任と派遣の違いは、共同受任の場合は特定案件だけの関係なので、当該案件のみについて、双方の事務所内だけでの利益相反をチェックすれば足りる。それぞれの依頼案件を開示する必要はない。また、共同受任の場合は、担当弁護士を両事務所間合意によって決めることができるが、派遣の場合は弁護士を選べない、という問題がある。
- ・さらに、弁護士は受任者として無限責任を負わなければならないが、派遣の場合は、派遣元となる弁護士事務所は、自ら受任者としての責任を負わないにも関わらず、派遣報酬を得る形になることも問題である。

その後、質疑応答が行われた。主な発言は以下の通り。

(山田委員) 共同事務所には「いそ弁(居候弁護士=勤務弁護士)」がいるが、あれは雇用弁護士ではないのか。

(飯田副会長) すべて委任契約であって、雇用契約ではない。弁護士は、事件が目の前にあれば、徹夜してでもやる。残業代も支払われない。

(八代座長) 雇用契約と残業代を貰うか否かは別問題である。管理職や企画関係の労働者など、残業代を貰わないで雇用契約をしている労働者は多数いる。

(飯田副会長) 雇用契約があれば、事務所は雇用保険、労災保険などを事業主として負担しなければならない。したがって、雇用契約の弁護士は、禁止されてはいないが、現実的には存在しないのではないかと。

(八代座長) 事務局は事実関係を調べて欲しい。

(飯田副会長) 企業内弁護士は、企業との関係では雇用契約かもしれない。しかし、そのような企業が弁護士を派遣することは有り得ない。法律事務所の弁護士には、雇用保険も労災保険もかけられていない。

- (八代座長) 自営業者として委任契約を受けているのであれば、保険に入る必要はない。
- (八代座長) 弁護士は医師と同じように、個人としての責任が大きい。派遣であろうが社内弁護士であろうが、法律事務所に勤務している弁護士であろうが同じである。派遣される弁護士が、一段低いわけではない。派遣はプロフェッショナルな職業の雇用形態としてふさわしい。米国では派遣弁護士はいるのに、なぜ、日本にはいないのか。米国の弁護士でも、守秘義務の遵守と利益相反の回避は守らなければならないはずだ。
- (飯田副会長) 米国で弁護士が派遣されている例は聞いていない。
- (八代座長) 米国では、あらゆる派遣に関して禁止規定はないはずだ。米国で派遣弁護士がいるのかいないのか、事務局は事実関係を確認して欲しい。
- (山田委員) 弁護士法第 25 条では、弁護士が職務として受けてはいけない業務が述べられている。その 7 番目に、「第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるものであって、自らこれに関与したもの」とある。共同事務であっても、利益相反する案件については、どちらかが受任を辞退すれば解決できる。派遣でも、同様にできるのではないか。
- (飯田副会長) その前提として、双方の事務所で依頼主の利益相反があるかどうかをチェックしなければならない。そのためには、どのクライアントのどのような事件に関与しているかを開示しなければならないが、それは、守秘義務に反することになる。利益相反の回避と守秘義務の遵守は、二律背反の問題である。
- (山田委員) 共同事務所の場合は、個人情報の問題として出てこないのか。
- (飯田副会長) 共同事務所の場合は、相談の入り口の段階で極めて厳格なコンフリクト・チェックを行い、受けるかどうかを決めている。
- (八代座長) その場合、一方の事務所の情報は、相手の事務所に行くはずだ。
- (飯田副会長) 共同事務所は、信用を共有する一つの事務所である。それに対して、派遣先と派遣元は信用を共有しているわけではない。
- (八代座長) 派遣元が派遣先の業務内容に口を出しては、派遣業は成り立たない。派遣元の指揮命令は存在しない、という形で考えている。派遣先を決めるという権限に焦点を当てているのか。
- (飯田副会長) 二つの問題がある。派遣先で派遣弁護士が弁護士法に違反すると、派遣元は、指導監督義務に基づき厳正に処分をしなければならない。このように、派遣元には派遣弁護士の指導監督義務がある。次に、派遣弁護士については、派遣先で秘密情報に接する可能性がある。実際に秘密情報に接したかどうか問われるのではなく、接し得る状況にあったかどうか問題にされる。接し得る状況にあると、依頼者の信頼の基礎を損ねる。だから、コンフリクト・チェ

ックを行って、秘密情報に接し得る場合には、はじめからシャットアウトする。弁護士としての信用のために、また、司法制度の信頼のために、受任を拒否することも必要になる。

(出井事務次長) 質問の趣旨は、「具体的な案件について、派遣先での利益相反の有無についてチェックをする必要はあっても、派遣元との間で利益相反をチェックする必要はないのではないか」ということかと思う。派遣弁護士は派遣先の指揮命令系統を受けるが、派遣元との雇用契約関係は残っており、派遣元からお金を貰っている。そのこと自体が利益相反の関係で重視される。また、倫理懲戒の面では、派遣元から指導監督を受けているので、利益相反の観点からは、派遣元に所属していると言わざるを得ない。

(八代座長) お金を貰ったら、魂まで売るというわけではないだろう。

(出井事務次長) 誰からお金を貰うかということと、誰のために仕事をするのかという点については、弁護士は誰からお金を貰おうと、依頼者のために仕事をする。しかし、依頼者には、お金を貰っている人のために仕事をしているのではないかと、という疑念を抱かせかねない。

(八代座長) お金の出所については、予め依頼者に伝えればよいのではないかと。派遣弁護士として派遣元からお金を貰っていることを示し、依頼者がそれでも OK と言え、受けてもよいのではないかと。

(出井事務次長) 他者からお金を貰っていることを示した上で、依頼者の了承を得る、ということを持ち出すこと自体、やらない。

(八代座長) それは、これまでの派遣法が認めていないからである。派遣弁護士が認められれば、そのような余分の手続きが必要になるだろう。

(出井事務次長) 仮に依頼者から理解を得るとしても、そのためにはコンフリクト・チェックをして、そのような関係にあるかどうかを依頼者に開示しなければならない。

(八代座長) 派遣元から指揮命令を受けないことは認めたのに、なぜコンフリクト・チェックが必要になるのか。

(飯田副会長) 紛争相手の事務所を通じてお金を貰うことになってしまうことが有り得るからだ。その関係にあるかどうかは、コンフリクト・チェックを行わないと分からない。

(八代座長) 誰からお金を貰っているかが、なぜそれほど重要なのか。

(飯田副会長) 弁護士法の規定上、受任している相手方の事件を扱うには、事前に、受任しているクライアントからの承認が必要であるが、それは、コンフリクト・チェックを行わないと分からない。派遣先全部でコンフリクト・チェックを行ってクライアントから承認を得ることは、事実上不可能である。

(出井事務次長) 図1の例が典型であるが、依頼者 A を抱える X 弁護士法人から、甲

弁護士が Y 法律事務所に派遣され、A の紛争相手である依頼者 B のために仕事を行うような関係を、よしとするかどうかだ。

(八代座長) その場合、甲弁護士を全面的に信頼して、依頼人 B のために仕事をしなければならぬはずだ。

(飯田副会長) それでは依頼者が不安を抱く。

(出井事務次長) それを、依頼者 A、B の双方の了解があればよしとするかどうか、だ。

(八代座長) 依頼者 B の了解を取れば良いのであって、なぜ A の了解も必要なのか。

(飯田副会長) X 法人は、依頼者 B の代理事務所 Y から派遣報酬を得ているので、相手方の事件を受任しているのと同じになる。相手方 B の事件を受任するためには、依頼者 A の承諾が必要になる。相手方からお金をもらって相手方の事件を受任してよいかどうかを依頼者に尋ねた場合、普通はダメだと言われる。

(出井事務次長) このケースでは、実際には仮に両者の同意をとっても、弁護士としてはできない。

(飯田副会長) 相手方の事件があるかどうかは、双方事務所の事件を開示し、コンフリクト・チェックを徹底しないと分からないが、それは、守秘義務に反する。利益相反の回避と守秘義務の遵守は二律背反の問題である。

(八代座長) 要するに、弁護士の能力の問題でなく、依頼者がどのように考えるかが問題ということか。

(飯田副会長) 司法制度には、単に公正だけでなく、公正「らしさ」が必要であり、制度に翳りを疑わせるような行為は阻止しなければならない。

(大前室長) 仮に派遣の道が開かれた場合、X 法人からの派遣に対する対価とみなせば、顧客の信頼性を損なうことにはならないのではないか。

(飯田副会長) 相手方からお金を貰っていること自体が信頼を傷つける。

(藤野参事官) 守秘義務は個人の弁護士にも法人弁護士事務所にもかかるが、コンフリクト・チェックは、個人の弁護士の守秘義務については仕方がないということではやっているのか。

(飯田副会長) 弁護士と事務所を一体と考えている。無限連帯責任を負うパートナーシップ契約であるので、個人で受けるか法人で受けるかについては、区別はない。

(小川副室長) 共同受任については事務所間でコンフリクト・チェックをやるわけだが、それは守秘義務に違反しないのか。

(飯田副会長) 共同受任は特定の案件だけについて、そのクライアントの了解をとって行う。

(小川副室長) 労働者派遣でもそうすればよいのではないか。

(飯田副会長) 派遣の場合、全クライアントの合意をとって進めるのは不可能である。

(小川副室長) 外から見れば、共同受任する弁護士が、他の業務をやっていないとは思えない。別の法人で他の案件もやっていることを前提に共同受任するのではな

- いのか。共同受任では特定の案件だけについてコンフリクト・チェックをすれば良い、という論理は、労働者派遣でも同じではないか。
- (飯田副会長) 図4を例にすると、派遣では、使用人弁護士甲はX弁護士法人事務所に属しており、指揮命令はY弁護士法人事務所から受けるので、Yにも属していることになる。そこから、さまざまな問題が発生する。
- (大前室長) 外から見たもっともらしさが重要だと言うことならば、共同受任の場合も派遣と同じなのではないのか。
- (小川副室長) X事務所の甲は、Y事務所の仕事を共同受任と言う形で手伝うわけだが、甲はX事務所との間でのコンフリクト・チェックは必要ない、と言うのが分からない。
- (飯田副会長) そうではない。共同受任は、X事務所の甲弁護士とY事務所の乙弁護士という形でクライアントから直接受任する。双方の事務所は、受任する特定の案件については、事務所内全体でコンフリクト・チェックをする。
- (出井事務次長) その場合、X弁護士法人事務所の中だけでコンフリクト・チェックを行い、Y弁護士法人事務所の中だけでコンフリクト・チェックを行えば良いのであって、XとYの間でそれぞれの依頼案件についてコンフリクト・チェックを行う必要はない。
- (小川副室長) 労働者派遣では、X事務所の甲がY事務所に派遣されるときに、XとYで依頼案件を開示しあわなければならないのはなぜなのか。
- (飯田副会長) 派遣先へ派遣されて行くことによって、派遣先のあらゆる事件の秘密情報に触れる可能性があるためだ。
- (出井事務次長) 図4の例では、共同受任の場合、別の事件でX事務所とY事務所がたまたま相手方であることは構わない。ただし、それが初めから分かっていたら、共同受任はしない。これに対して、派遣の場合、X事務所とY事務所が別の事件で相手方であることは許されない。
- (藤野参事官) 形態は色々あると思うが、共同受任した場合、X事務所の甲がY事務所に行って職務を行うことはあるはずだ。
- (飯田副会長) その場合、Y事務所の会議室の中だけでの作業であり、Y事務所の執務スペースには入れない。秘密情報に触れないようにしている。
- (八代座長) では、共同受任に限りなく近い形で、派遣された弁護士が特定の会議室に入り、特定の事件しか扱わないというセーフティネット付きの契約であれば、その問題は解決するのか。
- (飯田副会長) その場合でも、相手方の他の事件については、依頼人Aの同意がないとできない。Aの相手方のBの他の案件を、Y事務所がやっている可能性はある。そうすると、X事務所はBの代理事務所Yから報酬を貰うことになるが、これは依頼人Aの同意がない限り、禁止されている。それを避けるためには、

双方事務所間で徹底的なコンフリクト・チェックが必要となるが、それは守秘義務に反してしまう。

(八代座長) お金を貰うということが問題になるのか。

(飯田副会長) 契約が問題なのである。契約にはお金も伴う。依頼人 A からみれば、X 事務所は相手方 B からお金貰っているのと同じになるからだ。

(出井事務次長) 物理的には、共同受任と同じような形で派遣をやれば良いではないかと思われるかもしれない。しかし、派遣元と雇用契約関係が残っていることが、二重所属が問題の大元なのである。

(八代座長) 非常に特殊なケースとして、派遣元の X 事務所は一切の受注活動をしないという場合はどうか。

(飯田副会長) その場合でも、派遣先間で利益相反が発生する可能性がある。相手方の他の事件を受任することは、依頼人の同意を得ないとできない。それを避けるためには、すべての派遣先間でのコンフリクト・チェックが必要となるが、それは守秘義務に反してしまう。弁護士の派遣制度は、弁護士制度の根幹である利益相反の回避と守秘義務の遵守という、二律背反のいずれかを崩さないと成立しない。

(山田委員) 過疎地の公設事務所の弁護士は、利益相反の双方から法律相談されることがあるのではないか。

(出井事務次長) 公設事務所の弁護士は「派遣」と報道されることもあるが、労働者派遣法にいう派遣形態ではなく、事務所開設という形で赴任している。

(飯田副会長) 双方が法律相談を受けられるようにするためにも、ゼロワンを解消して 2 つ以上にしようとしている。日弁連のひまわり基金では、公設事務所だけでなく、法律相談センター設置支援にも努めている。

(山田委員) 窓口が一つしかない場合、先に相談に来た A の後に、紛争相手方の B が相談に来た場合はどうなるのか。

(飯田副会長) その場合、B を入口で断ることになる。利益相反を回避するためである。

(八代座長) 転職ネットワークと協力ネットワーク以外に、弁護士会では、独占的に紹介斡旋業務を検討していると聞いているが、これは無料なのか。

(飯田副会長) 求人側と求職側のニーズをマッチングして、円滑に弁護士を確保できるようにすることを目指している。勿論、無料である。

(八代座長) これは、弁護士法上の例外規定なのか。現在、有料での紹介は禁止されているのか。

(飯田副会長) 紹介に当たらないかもしれない。これは情報提供に留まる。

(八代座長) 無料であれば、他の団体がやってもよいのか。それとも、紹介自体はいけないのか。

(出井事務次長) 弁護士法上は問題ないが、職安法などで問題があるのではないか。

- (八代座長) 職安法は、届出を出せば良いだけである。職安法上の禁止対象業務にはなっていない。弁護士法上では、有料でこのようなことをしてはいけないことになっているのではないか。
- (出井事務次長) 弁護士以外の方が行くと弁護士法に反するし、弁護士あるいは弁護士法人がそれを行うと、弁護士職務基本規定に反することになる。
- (八代座長) なぜそれができないのか。派遣は指揮命令系統があるからだめだと言うのは分かるが、紹介は指揮命令系統がないはずである。紹介ができないから、派遣というニーズが出てくる可能性もあるわけである。
- (飯田副会長) 弁護士法第 72 条で、対価を得て紹介してはいけないことになっている。
- (八代座長) 司法サービスで対価を得ることが悪いことのようにだ。
- (飯田副会長) それは、「三百代言」が跋扈していた時代があったためだ。弁護士会は情報提供のためにかなりの設備投資を行っている。
- (八代座長) 弁護士会に頑張ってもらうのは構わないが、他の形態でもできるように協力すれば、司法を利用しやすくなって良いのではないか。
- (飯田副会長) 弁護士制度を信頼のできる制度とすることが、国民の司法アクセスを確保する前提条件である。お金を貰って紹介などをやることには、必ず弊害が伴う。
- (八代座長) お金を貰うと悪いことをする、と考えるのは時代離れしている。紹介は一つのサービスであって、それに対価を払うのは当たり前のことである。悪質な紹介業者は、職安法や労働委員会で取り締まればよい。司法サービスで対価を得ることが、なぜ弁護士の独占となっているのかが分からない。
- (飯田副会長) そのために、弁護士には厳しい規律が課されている。お金を負担して、国民に安心できる制度を提供している。独占を与えて頂いている前提として、われわれがそれをやらなければならない。
- (八代座長) 弁護士会の犠牲でやるのではなく、他の形態と協力したり、弁護士資格を持っている人が色々なところで活躍できるようにすれば良いのではないか。その一形態が派遣である。派遣ですべてが解決するわけではないが、ワン・オブ・ゼムではある。
- (飯田副会長) 制度をいかに円滑に運営するかが、重要であり、弁護士会の事業としては赤字である。美味しいところだけをつまみ食いするのは、制度としてゆがみが生じると思う。
- (梶島参事官) この問題は、1 年半議論してきたが、今年度になって利益相反と守秘義務が急に主張されるようになったように思う。なぜ、当初からそういう議論にならなかったのか。利益相反の主張は、取ってつけた議論ではないのか。
- (飯田副会長) 利益相反の問題は、当初から議論されていた。ただし、当初は、弁護士法 72 条に違反するのではないか、という議論の方が大きかった。

- (黒岩参事官) 図4の中で、Y 弁護士法人の乙弁護士がクライアントから仕事を受けていて、X 弁護士法人の甲弁護士に乙の復代理としての応援を頼むとき、甲は誰とどのように契約を結ぶのか。
- (飯田副会長) 基本的に、乙はクライアントの了解を取って、甲を加えることになる。
- (黒岩参事官) 甲はクライアントと直接契約を結ぶことになるのか。
- (飯田副会長) 原則は直接契約での共同受任になる。
- (黒岩参事官) 共同受任以外の契約形態は有り得るか。
- (出井事務次長) 甲はX 法人に所属しているので、X 法人と甲は一体として、Y 法人の乙と共同受任することになる。判決文に出てくる「復代理人」というのは、共同受任の仕事の分担の一態様に過ぎない。
- (黒岩参事官) 共同受任以外の契約形態は有り得ないのか。
- (出井事務次長) 共同受任をどう定義するかにもよるが、少なくとも派遣ではない。
- (飯田副会長) 復代理契約は、通常は同一事務所内で、当初の受任者だけではマンパワー等が不足する場合、担当弁護士を加える場合に行うものであり、事務所を越えて契約を結ぶことは稀である。
- (出井事務次長) 専門性の必要な訴訟では、事務所を越えて復代理人を指名するケースもあるが、その場合でも、共同受任としてやっている。
- (黒岩参事官) 甲の報酬は、弁護士法人 X 経由で支払われることになるのか。
- (出井事務次長) 仮に甲が直接報酬を貰っても、X 法人と共同受任したことと同じことになるのではないか。
- (黒岩参事官) 甲が個人として参加する場合でも、X 法人が共同受任をした、ということになるのか。
- (出井事務次長) 少なくとも利益相反の関係ではそうなる。したがって、その特定の案件について、X 法人の中で利益相反のチェックをしなければならない。
- (黒岩参事官) このような場合は、特定の案件について X 法人内でコンフリクト・チェックを行うだけで良いが、派遣の場合は、双方の事務所間でコンフリクト・チェックを行わなければならない、ということか。
- (出井事務次長) その通りである。派遣弁護士は X にも属するし、Y にも属することになり、二重所属の問題が残るためである。
- (八代座長) 引き続き検討したうえで、また伺うことがあるかもしれない。本日はありがとうございました。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

士業（司法書士）の労働者派遣の容認（日本司法書士会連合会）

1. 日時 平成 18 年 7 月 10 日（月）11:30～12:30
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7階会議室
3. 出席者
（委員）八代座長、山田委員
（日本司法書士会連合会）中村会長、山口副会長、大西常務理事、猪股常任理事
須賀理事
（法務省）松田局付、岩田係長
（事務局）内閣官房構造改革特区推進室 大前室長、小川副室長、石崎参事官、梶島
参事官、黒岩参事官、木暮参事官、藤野参事官、黄地補佐 ほか

4. 議事経過

事務局よりヒアリングのポイントについて説明が行われた後、日本司法書士会連合会（以下、日司連）から意見が開陳された。

<事務局説明（要点）>

- ・ 弁護士、司法書士に共通する論点として、派遣自体に利益相反および守秘義務の問題があるかどうかという問題がある。
- ・ 一方、司法書士についての論点として、司法書士の業務のうち、簡易裁判所（以下、簡裁）訴訟業務以外の業務については、利益相反の度合いが低くチェックも容易であるため、この部分に限って派遣を認めることができるのではないかとの意見がある。今回のヒアリングではその点について説明してもらいたい。

<日司連説明（要点）>

- ・ 派遣の問題は大きな観点から考えてもらいたい。1つは資格制度全般、特に司法書士制度という資格者に対する国民からの信頼にどう応えていくかという問題がある。もう1つは、そもそもなぜ司法書士法人が認められたのかという観点からみれば、派遣との整合性に若干の疑問がある。
- ・ 簡裁訴訟代理等関係業務や裁判書類作成業務についても、弁護士と同じ守秘義務、あるいは利益相反の問題があると考えている。
- ・ 登記・供託事務については、確かに新たな利害関係が創造されるものではないため利益相反の観点が薄いとはいえ、登記申請の前提として様々な調査を行い当事者の意見を聞いているため、利益相反が全くないとは考えられない。
- ・ 司法制度改革論議の結果、国民の司法へのアクセス確保という観点から、司法書士

に簡裁訴訟代理権などの新しい権能が付与されたところである。司法制度改革の論議の結果を踏まえて、資格者制度に求められる役割を考えていかなければならない中で、登記・供託といった一部の業務についてのみ労働者派遣を認めることが、制度の根幹、制度の構造全体にどのような意味を持つか。これには非常に深い意味があるだろうと考えている。

- ・ 制度全体に相応しいかどうかの論は別としても、簡裁訴訟代理権は定款の目的から外せるが、司法書士法人である派遣元・派遣先とも、司法書士の本来的な固有業務である裁判書類作成業務について受託拒否できないとすれば、登記・供託に限定しても、守秘義務あるいは利益相反の問題が起きてしまうという問題がある。

その後、意見交換が行われた。主な発言は以下の通り。

< 質疑応答 >

(八代座長) 法人として受託拒否できなければ、法人のなかの派遣ではない人が受ければ良いのではないか。

(日司連 中村会長) そういうことは考えられるが、派遣の司法書士は、受託した法人の指揮監督下にある。その場合に利益相反せず、また、それに伴う守秘義務が貫徹できるかどうか疑問がある。それから、司法書士法に受託を拒否できる場合として正当事由が設けられているが、この場合に当てはまるかという問題がある。司法書士制度の根幹に関わる問題であり、色々と考えてはいるが疑問がぬぐえない。監督官庁である法務省その他とも相談し、解釈について意見を求めていかななくてはならないと考えている。

(八代座長) 派遣労働者を受け入れていることが受託拒否する正当事由になるかどうかということを行っているのか。

(日司連 中村会長) そうではなくて、例えば利益相反行為や守秘義務を考えた場合に受託を拒否する理由になるかという意味だ。

(八代座長) 派遣の受け入れによって守秘義務、利益相反関係が起こりうるから、受託を拒否するというケースを考えているのか。

(法務省 松田局付) 登記・供託に限り派遣するとしても、派遣元や派遣先の司法書士法人が簡裁訴訟代理等関係業務や裁判書類作成業務をしていれば、利益相反がないかをチェックしなくてはならない。だが、少なくとも一方が登記・供託のみであれば、もう一方の司法書士法人と法律上禁止されている利益相反関係は生じないから、必ずしも双方で顧客情報をやりとりしてチェックしなければならないものでもない。したがって、どちらか一方だけが派遣業をするため、または派遣を受け入れるために、裁判書類作成業務は行わないとすることが、今の司法書士法で許容されるかが問題だという趣旨だ。

- (日司連 中村会長) 社員は法人の業務執行あるいは意思決定機関であるが、それが派遣された場合に残った法人はどうなるのかという問題もある。派遣元の司法書士法人も法人業務を行うには、どの程度の間人が残らなければならないか、維持するにはどのような状況が必要か、具体的に考えなければいけない。
- (山田委員) 司法書士法には、「簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件」など、裁判書類作成関係業務を行い得ない事件が書かれているが(第3条)、登記事務がだめだとは書かれていない。利益相反もなく、守秘義務もそれほど強いものではないと思う。先ほどの日弁連の議論から、訴訟の問題以外は派遣にそれほど支障はないだろうと考えたが、松田氏は現実として切り離すことは難しいという。やはり上手くないという見解か。
- (日司連 猪股常任理事) 我々としては、今のところそのように考えている。
- (日司連 大西常務理事) 先ほどの法文にある「(一方に) 賛助し」という形のなかで、登記あるいは供託事務であれば、一方の味方になったり、守秘義務に関知することから完全に免れられるということはないと考えている。
- (八代座長) 守秘義務は当然ある。問題は利益相反だ。先ほどの説明では、登記事務自体にはないが、登記に際しての調査等であり得るということだったが、具体的なイメージがわからない。調査を恣意的にするということか。
- (日司連 大西常務理事) 例えば、相続登記で遺産分割協議書などを見ることがあるが、その後に遺産分割の紛争になったときに、相手方との関係で必ずしも「賛助し」という形に値しないか否か。我々資格者としては依頼者のために厳密に考えていきたい。
- (日司連 中村会長) 遺産分割に際し相続人同士で納得のいかない点があるというのはよくあることだ。その場合は、72条の関係があるので弁護士の問題に移る。先ほど私が言ったのは、登記申請が出た時点で全て解決しているという意味で利害関係も無くなっているというのはその通りだが、その前提の段階で、相談に乗るなどして問題に関わりを持つことが事実上あり得るということを申し上げた。そうすると、利益相反行為、ひいては守秘義務の問題の可能性もある。例えば、売買の場合でも、当事者間で「こういう売買が進んでいる」ということは漏らせない。「最終的にこれで決まります」という場合に登記するのだが、利害が錯綜しているので前提段階でだめになるかもしれない。前提から色々と相談を受けているので当然守秘義務はあり、また、ある意味では利益相反に関わる例があるということを上申したい。
- (八代座長) ここで議論したいのは、それが派遣によって初めて起こる問題なのかどうかということだ。現在はそういう問題は全く起こっていないのか、あるいは防止策が取れているのか。

- (日司連 中村会長) 例えば、司法書士倫理や執務基準などを設け、場合によってはより厳しい自己規制を働かせている。今回の派遣の問題についても、我々が常日頃から目指している指導を貫徹できれば問題ないだろうと思っている。
- (八代座長) 最初から「できない」ではなく、貫徹するにはどのような新たな措置が必要かを検討して欲しい。
- (日司連 中村会長) おっしゃるとおり色々と考えなくてはいけない。
- (八代座長) 守秘義務については、派遣であろうがパート、正社員であろうが、同等の義務を負っており、違反すれば同じ処分になる。派遣労働者だからモラルが低いと考えているならば、派遣法の趣旨と合わない。
- (日司連 大西常務理事) 派遣される司法書士に特に倫理が不足しているという話ではない。業務としては簡裁代理業務と裁判書類作成業務に限られるのだが、司法書士として、一方に参与した問題については他方に参与しないという倫理規定があり、その面で自己規制していることを指摘した。
- (八代座長) 依頼に応じる義務は、正当事由によって拒否できる。派遣された司法書士も、問題があればそうすればよいのではないか。
- (日司連 猪股常任理事) 弁護士会のほうでも議論になっていたと思うが、利益相反を確かめるためには法人同士で情報開示しないといけないが、顧客情報などを開示してよいかという大きな論点がある。
- (八代座長) 一般に、企業では派遣労働者は定型的な業務をし、正社員は何でもする。司法書士派遣の場合も登記・供託といった機械的な業務に専念させ、それでも他の関係で情報が漏れるかもしれないという疑問があれば、極端に言えば部屋を分けたり電話を別にするなどのセーフティーネットを設ければよい。利益相反を防ぐようなことを極力行えば、弁護士より遙かに容易にできるのではないだろうか。
- (日司連 猪股常任理事) 登記・供託に限定した派遣であれば、司法書士資格者である必要はないのではないか。補助的な仕事であれば、熟練した補助者を派遣すればよい。司法書士固有の性格を失わない形での司法書士派遣となれば、当然、派遣先でも司法書士として十全に活躍してもらおうというのが本旨だと思う。そことの関係をどのように考えているのか。例えば、大量の登記事件を扱う司法書士法人が東京で年間何件か出てくるとして、そこに本職を集める必然性が本当に需要としてあるのか。我々も十分調査しているわけではないが疑問だ。
- (八代座長) 司法書士でなくてもよいのかもしれないが、司法書士の方が能力において信頼できるという意味だ。ニーズがあるかどうかはやってみなくては分からない。おっしゃったように、突然大きな仕事が舞い込んできて人手が足りないというときに、派遣された司法書士をその訴訟に直接充てることができなければ、司法書士法人の社員がそちらを行い、派遣にはいわばルーチンの仕事を任せるというシフトがあり得る。司法書士という専門的資格者をどう使うかはクライアント次第

だ。そういうことは普通の会社でもあると思うし、むしろ司法書士の仕事の範囲をできるだけ広げていく方が、クライアントと司法書士双方にとってよいだろう。とにかく、禁止する理由はないのではないかということだ。

(日司連 猪股常任理事) 非常に細かい話になってしまうので、あまりここでは触れない方がよいだろうが、司法書士会の司法書士に対する指導監督の問題を団体としては当然考えていかななくてはならない。その中で、非常に面倒な問題が間違いなく生じるだろう。

(日司連 中村会長) 知恵を絞らなくてはならないとは思いますが……。派遣先は普通の司法書士法人であり、簡裁関係をやらないことを想定して作られているとは考えにくい。何でもやるだろう。一方、派遣元の司法書士法人は、「派遣だけをやり、簡裁はやりません」ということもあるかもしれない。しかし、更に深く考えると、裁判書類作成業務を派遣元が外すことは考えにくい。裁判書類作成業務は、簡裁訴訟代理等業務が認定された司法書士しかできないのに対し、司法書士なら誰でもできる本来業務だからだ。外せないとなれば、派遣される司法書士自身は登記・供託業務だけを背負っていくとしても、派遣元は顧客から依頼があれば裁判書類作成業務を受けなくてはならない。派遣先も、そういうものを受けることが前提の法人と考えられる。そうすると、そこで利益相反や守秘義務違反の問題が出てきてしまう。登記・供託は、形式的には利害関係が整理された状態だとも言えるが、我々には裁判書類作成という非常に重要な権限があり、それを外した形での派遣先はそもそもないだろうし、それを外した派遣元というものについては、何のための司法書士法人なのか、派遣だけが目的の司法書士法人なのかという疑問が出てくる。

(八代座長) 色々なケースがあり、そういう司法書士法人を選ぶところがあっても違反ではない、あるいは道義的に問題はないということである。司法書士法人がいくつもあるなかで、そのうちの限定されたところが「うちはこれしかやりません」と言っではいけないのか。基本的には分業のメリットである。

(日司連 中村会長) それは受託を拒絶するための正当理由と密接に絡んでいるところだと思う。今の司法書士法でそれが可能かどうかは、我々には結論を出せず、監督官庁などに見解を聞いてみななければならないということだけは申し上げたい。

(八代座長) 利用者にとってどういう実害があるのかということだ。そこしかないのであればともかく、代替的なところがあれば実害はない。それから、例えば公認会計士については、いわゆる証明業務と他の業務(1号業務と2号業務)があり、派遣された公認会計士は証明業務はできないが、他の業務はやるという形で決着していて、何の問題もない。なぜ公認会計士でできることが他の士業ではできないのか。

(日司連 中村会長) 公認会計士の証明業務とそれ以外の業務が、我々の場合にどう当

ではまるのかが分からないので一概にはお答えできない。

(日司連 大西常務理事) 分業する場合も、かなりの措置をとらないと利益相反などをクリアできない。それも含めて委員長からヒントを頂いたので、こちらで検討していくということにはなると思う。

(日司連 山口副会長) 今まで司法書士は登記と供託だけをやっていたのが もちろん裁判事務もやっていたが、司法アクセスの手伝いをするという流れの中で簡裁訴訟代理の業務が来た。だが、そうやってまだ3～4年であり、認定を受けるだけではなく現実にやらなければならないということで、ようやく連合会に特別会費を4億円ほど出してもらって一連の取組を進めているところである。そういう中で、「司法書士派遣は登記と供託だけをやればよい」と言われても、話が逆行するように思われる。端緒に付いたばかりであり、導入は早いのではないか。

(八代座長) 逆も言える。全ての司法書士がそれをできるわけではないため、分業というものが有り得る。今は弁護士にも色々な業務があり、全部やるわけにはいかない。裁判の方に集中するところがあってもよいわけだ。

(日司連 山口副会長) 自由選択的に各人が業務を選ぶという状況ではない。少なくとも田舎にいる司法書士について、あるいは都会についても安いフィーで国民のためにやれるように、みんなが努力しようとしているときである。一定数がそうしたことをやれるようになり、棲み分けも済んだ後であれば、確かに委員長がおっしゃるようなことが起こるだろうが、今はまだその時期ではないと感じる。

(八代座長) それは経済学の常識とは逆だ。人数が少なければ少ないほど分業して特化した方が生産性は上がる。

(日司連 山口副会長) ニーズが固まっている場合はそうだが、全国に散らばってしまっている。

(日司連 大西常務理事) 「総合法律支援法」が新たにでき、10月から「司法支援センター(法テラス)」が施行されるが、その中で司法書士への国民のニーズをきちんとカバーしていかなければならない時期に来ている。それが今の副会長の話だと思う。その時期に、登記だけをする司法書士ができてしまうと、既得権も含めて、そういう人がなかなか担ってくれないということがある。司法書士の連合会としては、そういう人も含めて、司法支援センターの対応をきっちりとしていきたいという政策目的がある。

(山田委員) 簡裁訴訟代理等関係業務は、全国のほとんどの司法書士で受任されているのか。まだ一部か。

(日司連 大西常務理事) 会員約1万8千名のうち、認定司法書士は1万名弱であり、その人達で少額ないしは簡裁訴訟を十全にカバーするように、いま会員を指導している最中である。

(日司連 中村会長) 現実にどの程度やっているかについては、簡裁訴訟代理権、その

他の裁判外における和解代理権といったものがあるので、我々の方でも正確な数字がなかなか掴めていない。抽象的な言い回しだが、年々増えているという話は裁判所の方から聞いている。

(梶島参事官) 確認のための質問だが、例えば、私が藤野氏との係争案件を会長の事務所に簡裁案件として依頼していた場合に、藤野氏が全く関係のない登記の業務を会長の事務所に依頼しようとする、会長の事務所は利益相反としてそれを受けてはならないと法令上規定されていると理解してよいのか。

(日司連 中村会長) 法令上に規定はない。倫理的な問題として、仮に私が既に訴訟を受けていて、後から藤野氏から登記を頼まれた場合は、おそらくお断りする。

(日司連 大西常務理事) 倫理規程の中で、今のような案件について受託してはいけないという形にしている。

(藤野参事官) 倫理規程の中に、今のような登記や供託のケースについて、そこまで具体的に書かれていたでしょうか。

(日司連 大西常務理事) Q&Aの中で書かれている。

(八代座長) 実際にしても罰せられることはないのか。

(日司連 大西常務理事) 罰せられることはないが、例えば今の話であれば、一方から多額の登記事件を受けておいて、訴訟に公平性が保たれるかという問題がある。

(梶島参事官) 登記の案件は、訴訟とは全く関係がないものだ。

(日司連 大西常務理事) だが、一方から利益を受けているときに、他方に対してお客様として公正でいられるか。

(梶島参事官) 私が「構わない」と言ってもだめなわけだ。

(日司連 大西常務理事) 基本的にはそうだ。

(日司連 猪股常任理事) 制度全体への信頼という観点から倫理規程を設けている。

(梶島参事官) そこまで言うのであれば、法務省としては、正当な理由無くして依頼を断ることはできないと考えているわけか。

(法務省 松田局付) 今のようなケースでは、公正を保ち得ないという事由があるので依頼を断ることになる。

(梶島参事官) だが、法令上、利益相反に当たらないと先ほど確認させて頂いている。

(法務省 松田局付) 法令上、利益相反にあたる場合として、業務を行い得ない事件というようには位置づけられていないのだが、今のような訴訟代理関係と登記関係業務との間では、法令上の規定はないが、やはり裁判で相手方にしている人から何らかの依頼を受けて業務をするということは、双方の事件が全く関係のないものであっても、一般的に公正を保ち得ない恐れがあるというように考えられるし、外から見てもそのように受け取られるので、そういう理由があればお断りすることもあり得る。

(藤野参事官) 登記や供託も含む全ての場合について、利益相反のチェックをしている

ということか。

(日司連 中村会長) 分かればする、ということだ。ただし、登記事件を処理する場合には必ず実態を確認させてもらうのが我々の職責なので、その中でそういう問題が出てくる可能性はある。

(梶島参事官) 逆に言えば、正当な事由無くして依頼を断ることはできず、その正当な事由の一般則というのは、倫理規程で決め得ると理解してよいのか。よって、倫理規程の方に、派遣に伴う新たな問題点についての要件を加えれば、先ほど会長が指摘した法令上の部分はクリアし得ると理解してよいのか。

(日司連 中村会長) その問題は非常に色々なものがあるだろうと思う。我々もやったが、なかなか難しいところがある。労働者派遣で向こうに行きたくて働くというだけで正当な理由となるかどうかという質問だと思うが、それは今の段階では……

(梶島参事官) それは決め方の問題であって、そんなに単純なものでもなくともよい。

(日司連 猪股常任理事) 倫理規程が原則になって、司法書士法の規定が後追いするということはある得ないと我々は考えている。だから、あくまでも司法書士法上の問題、会則上の問題、そして道徳的な要素の強い倫理規程で、きっちりと押さえていく。先ほどのものについては実際にトラブルが結構発生している。いわゆる訴訟事務と登記・供託事務について区別ができていないので、訴訟事務で関与していて、しかも相手方の登記をしていることが分かると、当然クレームになる現状がある。だから我々としては、倫理に関する Q&A のなかで「できるだけ誤解が生じないように」という指導をしている。

(梶島参事官) 念のためにもう1つお聞きする。先ほどの藤野氏と私の案件の例で、訴訟に至る以前の仲が良かった時代に、それぞれ登記や供託業務を会長のところで受けてもらっていたとする。その後、仲が悪くなって調停業務をお願いした場合、過去に登記の案件を受けていたから受けられないということはある得るか。

(日司連 中村会長) 新たにそういう状況が発生したのであれば、今後受けることを差し控えることはあり得るが……

(梶島参事官) 過去の登記の案件は、その後の時間が経った時点での簡易訴訟案件には影響しないと理解してよいのか。

(日司連 中村会長) 簡裁訴訟事件を受けるときに、過去に相手方の登記を受けていたことが障害になるかどうかという意味か。実態をよく見なくては分からないが、それだけを捉えたのなら、別に否定する理由にはならないだろう。登記とは基本的には利害関係が解決された問題だ。

(日司連 大西常務理事) ケースバイケースだ。ある程度深く関わっていた場合や、過去であっても経常的な取引があった場合、あるいは登記事件について簡裁訴訟とある一定の関係があるといった場合など、拒否するべきだという事例は多いと思う。司法書士会連合会ないしは司法書士会として、そういう指導をしている事例

は多いと思う。

(日司連 山口副会長) 簡裁業務に限らず、訴訟関係業務というものは一定の公正さを形として作らないと、国民の信頼が段々と損なわれていくという不安がある。その意味で、個別事案が全てクリアに分かっているわけではない。これから詰めてはならないことも多いと思うが、少なくとも従前に大変親しい関係にあって、それを相手方にするときに受けるというのは、そのこと自体でも相当の問題点が出てくる感じがする。司法書士に簡裁業務が入ることによって、登記との関係がかなり難しくなってきた。最初の頃は全く別だろうという理解をしていたが、倫理規程を積み上げていく段階で、色々な問題があり得るということが分かり、今は両者は簡単に切り離せるものではないと理解している。実際、登記をしても、人々は必ず色々な悩みを持っているため相談を受ける。そういう時に、「私は登記しかやりません」では済まないところもある。

(八代座長) 無料の相談ならば、行ってもよいわけだ。

(日司連 山口副会長) 先ほど言ったように、無料か有料かの問題ではない。

(八代座長) 72 条との関係であれば、どこまで切り離せないかという点にかかっている。だが、どうやったら切り離せるかは、派遣のこととは別に今でも問題であるわけだ。我々が気にしているのは、派遣を認めることで新たな問題が生まれるかどうかということである。今はモヤモヤとしているので、ややこしい派遣などは考えたくないということはよく分かったが、いずれにしても明確にしなくてはいけないというのは事実で、一種のファイアウォールのようなものだ。

(日司連 須賀理事) だが、分けることは考えていない。派遣の問題があるから、分けるにはどうしたらよいかを考えるというのは、少し視点が違うのではないか。

(大前室長) 昨年の春から有識者会議で土業の派遣問題を議論してきたが、難しい問題がある中で、多くの土業については一定の道を開いてもらっている。司法書士について固有の問題があることは聞いたが、「だからできない」というのではなく、「どうすればできるか」という観点から考えて欲しい。

(日司連 中村会長) もちろん我々も最初からできないと申し上げるつもりはない。国を挙げて、色々な政策の下でこういうことを進めているというのはよく分かる話であり、その点は十分に前向きに考えていきたい。ただし、制度の骨格のなかで、どうやってできるかという問題がある。それをしないと、全国の司法書士もすっきりした気持ちでその問題に入っていけないだろう。例えば、裁判書類の作成事務とこの問題はどういう関係になるのか、登記の問題と本当にすっきりと分けられるのかといった問題があり、その辺りをはっきりしなければならぬだろう。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)